

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和6年4月22日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	1件
国民年金関係	0件
厚生年金保険関係	1件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300296号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400003号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額について、平成22年12月25日は12万4,000円、平成30年12月25日は19万2,000円、令和3年7月25日は18万円に訂正することが必要である。

平成22年12月25日、平成30年12月25日、令和3年7月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成22年12月25日、平成30年12月25日、令和3年7月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

平成30年7月25日、令和元年7月25日、令和2年7月25日、令和2年12月25日については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和61年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成22年12月25日
② 平成30年7月25日
③ 平成30年12月25日
④ 令和元年7月25日
⑤ 令和2年7月25日
⑥ 令和2年12月25日
⑦ 令和3年7月25日

請求期間①から⑦までについて、A社から賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。当該賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①、③及び⑦について、A社から提出された平成22年分、平成30年分及び令和3年分源泉徴収簿、平成30年12月分及び令和3年7月分賞与に係る内訳書（以下「賞与処理表」という。）、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで及び令和3年4月1日から令和4年3月31日までの総勘定元帳並びに課税庁から提出された平成30年分及び令和3年分給与支払報告書（以下、併せて「訂正期間に係る賞与関連資料」という。）から判断すると、請求者は、請求期間①は13万1,000円、請求期間③は19万2,000円、請求期間⑦は21万円の標準賞与額に相当する賞与（請求期間①は13万1,500円、請求期間③は19万2,600円、請求期間⑦は21万円）の支払を受け、事業主により当該賞与から請求期間①は12万4,000円、請求期間③は27万6,000円、請求期間⑦は18万円に見合う厚生年金保険料を控除されていたことが確認又は推認できる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間①、③及び⑦に係る標準賞与額については、訂正期間に係る賞与関連資料により確認又は推認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、請求期間①は12万4,000円、請求期間③は19万2,000円、請求期間⑦は18万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、請求期間①、③及び⑦に係る請求者の届出や保険料納付について事業主から回答を得ることはできないものの、事業主は、当該期間に係る請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出していることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、請求期間②、④、⑤及び⑥について、A社から提出された平成30年分、平成31年分及び令和2年分源泉徴収簿、平成30年7月分及び令和元年7月分賞与処理表、平成30年4月1日から平成31年3月31日まで、平成31年4月1日から令和2年3月31日まで及び令和2年4月1日から令和3年3月31日までの総勘定元帳並びに課税庁から提出された平成30年分、平成31年分及び令和2年分給与支払報告書によると、請求者は、A社から請求期間②及び④は19万2,600円、請求期間⑤及び⑥は20万8,296円の賞与の支払いを受けていることが確認できるものの、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを確認することができない。

このほか、請求期間②、④、⑤及び⑥における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求

者が厚生年金保険被保険者として請求期間②、④、⑤及び⑥に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2300320号
厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2400004号

第1 結論

請求期間について、A店における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和54年3月18日から昭和59年10月1日まで
請求期間について、B社C店において、住み込みで調理の仕事をしていたが、同店に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。調査して、請求期間を厚生年金保険の被保険者として訂正してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録によると、請求者は、個人事業所である「A店」において、資格取得日は昭和54年3月20日、離職日は昭和59年9月30日であることが確認できること、及び請求期間にA店に係る雇用保険被保険者記録が確認できる同僚(以下「A店の同僚」という。)の回答又は陳述から、請求者は、請求期間のうち、昭和54年3月20日から昭和59年9月30日までの期間について、A店で勤務していたことが認められる。

しかしながら、A店の元事業主は、請求期間当時、同店は厚生年金保険の適用事業所となっておらず、代わりに国民年金に加入させていたため、給与から厚生年金保険料を控除していなかった旨陳述している上、A店の同僚も、当時は厚生年金保険ではなく国民年金に加入していたため、給与から厚生年金保険料は控除されていなかった旨陳述している。

また、オンライン記録によると、A店の同僚は、請求期間後の昭和62年10月1日に同店の関連事業所であるD事業所において、厚生年金保険被保険者資格を取得しているところ、同事業所で被保険者資格を取得するまでの期間については、国民年金に加入し保険料を納付していることが確認できる。

さらに、請求期間当時の電話帳及びA店の元事業主の回答から同店の業種は、飲食業であり、厚生年金保険法によると、飲食業の事業所については、昭和61年3月まで厚生年金保険の強制適用事業所に該当していなかったところ、オン

ライン記録及び事業所名簿検索システムによると、請求期間においてA店又はその関連事業所が厚生年金保険の適用事業所であった記録は見当たらない上、上述のD事業所が厚生年金保険の適用事業所となったのは、請求期間後の昭和62年10月1日であることが確認できる。

このほか、請求者の請求期間に係る勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。